

—「魚の城下町 らうす」のシンボルマーク—

デザインマニュアル



人・まち・自然いきいき知床新時代

魚の城下町 らうす

令和2年5月

羅 臼 町



魚の城下町 らうす

もくじ

I シンボルマークの目的とコンセプト ……1

- 1 シンボルマーク制定の目的と方法 …… 1
- 2 展開の方針とマニュアルの役割 …… 3
- 3 シンボルマークのコンセプト …… 4

II シンボルマークのデザイン基準 ……5

- 1 基本デザイン …… 5
- 2 デザイン基準と使用方法 …… 8
- 3 シンボルマークの展開例 …… 12

III シンボルマークの管理基準 ……17

- 1 シンボルマークの管理 …… 17
 - 2 シンボルマークの使用基準 …… 18
- 「シンボルマーク」使用申請・承認書 …… 20

I シンボルマークの目的とコンセプト

1 シンボルマーク制定の目的と方法

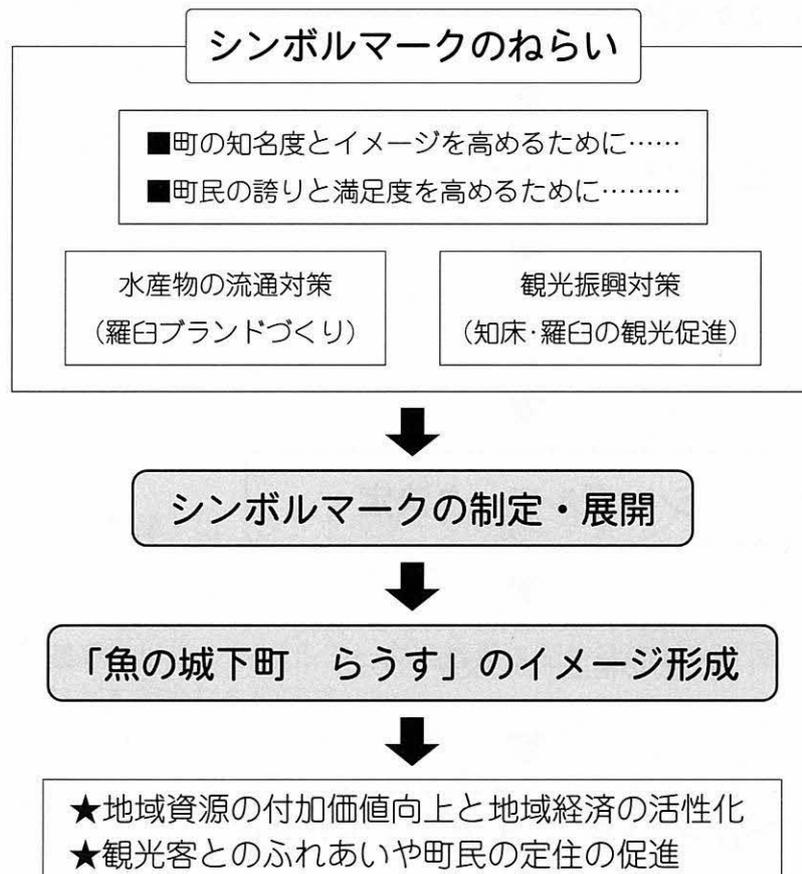
(1) シンボルマーク制定の目的

羅臼町は「日本最後の秘境」と称される知床半島の雄大な自然を有し、「羅臼昆布」をはじめスケトウダラやホッケなど、豊かな水産物に恵まれた海のまちです。

しかしながら、「知床」や“羅臼昆布”は知っているが“羅臼町”は知らない」という人も少なくはなく、水産物の流通対策や観光振興へのさらなる取り組みとともに、羅臼町の知名度向上やイメージ形式の必要性が多くの町民や出身者から指摘されるようになってきました。

このようななか、「羅臼町第5期総合計画」（平成9～18年度）では、将来テーマである「人・まち・自然 いきいき 知床新時代 ～ 魚の城下町 らうす」の実現を先導するためのプロジェクト事業群「魚の城下町推進プラン」が掲げられ、その施策のひとつとして『魚の城下町 らうす』のシンボルマークの制定・活用が位置づけられました。

そこでこのたび、「羅臼町第5期総合計画」の将来像である『魚の城下町 らうす』をビジュアルに象徴するマークを住民参加のもと制定・展開し、地域の産物や観光地としての付加価値を向上するとともに、町民の郷土に対する誇りと地域生活の満足度を高めていくことをめざします。

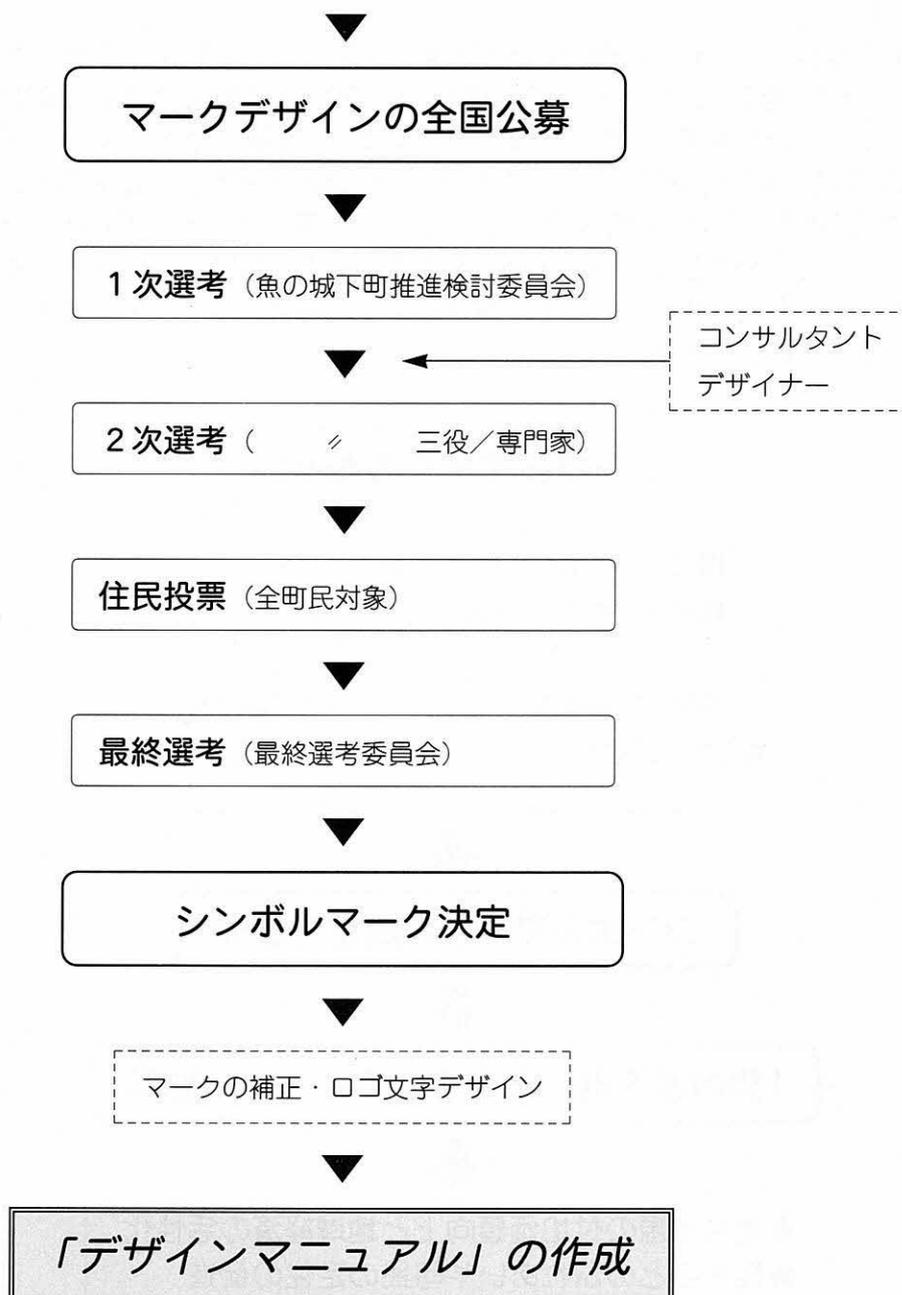


(2) シンボルマーク制定の方法

地域におけるシンボルマーク等の制定・展開は、そのデザインのあり方とともに、「いかに多くの人たちに有効に利用されるか」が重要です。つまり、住民の意向が反映され、コンセンサス（合意）が得られたマークであることが大切であり、また、適切な基準で管理され、住民に周知・普及されなければなりません。

このような認識のもと、今回のシンボルマーク制定については、全国公募によりマークデザインを募集し、住民組織である「魚の城下町推進検討委員会」や専門家等による予備選考を経て、住民投票によって決定したものであり、本マニュアルは、このシンボルマークを適切に管理・普及していくための手引書として作成されたものです。

《「シンボルマーク」制定(選考)の手順》



2 展開の方針とマニュアルの役割

(1) シンボルマークの展開方針

シンボルマークは、以下のような基本の方針のもと、羅臼町のイメージアップや地域資源の付加価値向上、経済振興などに向けて広く展開していくこととします。

《シンボルマークの展開方針》

- 羅臼町のシンボルマークは、役場のみならず、広く住民や各種団体、民間企業など誰もが使用できることを原則とします。
- シンボルマークが広く、多面的に使用されるよう、地域への周知・普及に努めます。
- シンボルマークの適正な使用を促すため、役場に管理担当部署を設置するなどマークの管理体制を整備するとともに、本「デザインマニュアル（デザイン基準・管理基準）」に基づいた確かな指導・助言を行います。
- マークの変形使用や不当な使用を除き、シンボルマークの使用制限はできるだけ控えることとし、本「デザインマニュアル」を弾力的に運用します。

(2) デザインマニュアルの役割

この「デザインマニュアル」は、シンボルマークを適切な基準で管理するとともに、住民などに広く普及していくためのものであり、【デザイン基準】および【管理基準】で構成されています。

《「デザインマニュアル」の役割》

- 「デザインマニュアル」は、シンボルマークの使用を制限するためのものではなく、正しい使用を促進するための一定の基準を示すものです。
- 「デザインマニュアル」は、シンボルマークのデザインや使用方法についての最低限度の基準を定めた、マークの管理者および利用者が最も尊重すべきルールです。
- 「デザインマニュアル」は、シンボルマークの使用を促すための普及・PR媒体です
- 【デザイン基準】は、シンボルマークの基本デザイン（ベーシックデザイン）や基本指定色、ロゴ文字（キャッチフレーズ）との組み合わせ方などを示したものです。
- 【管理基準】は、シンボルマークの管理体制や庁内および民間における使用の手続きなどを定めたものです。

3 シンボルマークのコンセプト

(1) シンボルマークの選考ポイント

「シンボルマーク」の選考については、将来テーマ（キャッチフレーズ）である『人・まち・自然 いきいき 知床新時代～魚の城下町 らうす』のイメージに沿い、そして何よりも、使う住民が親しみを持ち、見た人が「行ってみたい」「住んでみたい」「買ってみたい」と思えるようなマークであるかを第一に選考しました。

選考ポイント

1. 羅臼町の将来テーマである『人・まち・自然 いきいき 知床新時代～魚の城下町 らうす』のイメージに沿っていること。

『人・まち・自然 いきいき 知床新時代～魚の城下町 らうす』とは...
地域の特性を十分に活かし、新たな時代（知床新時代）を切り拓くため、羅臼町の基本財産であり、地域の存立基盤ともいえる「魚」とともに生きる、「人」と「まち」と「自然」が融合する理想郷となることを願っています。

2. 町民が、親しみをもって使っていくことができるデザインであること。
3. マークを見た人が、羅臼町に行ってみたい、住んでみたいと思うようなデザインであること。

(2) キャッチフレーズとの組み合わせについて

このシンボルマークは、キャッチフレーズである「魚の城下町 らうす」のシンボルマークであることから、使用の際には「魚の城下町 らうす」の文字と組み合わせ使用することを原則とします。

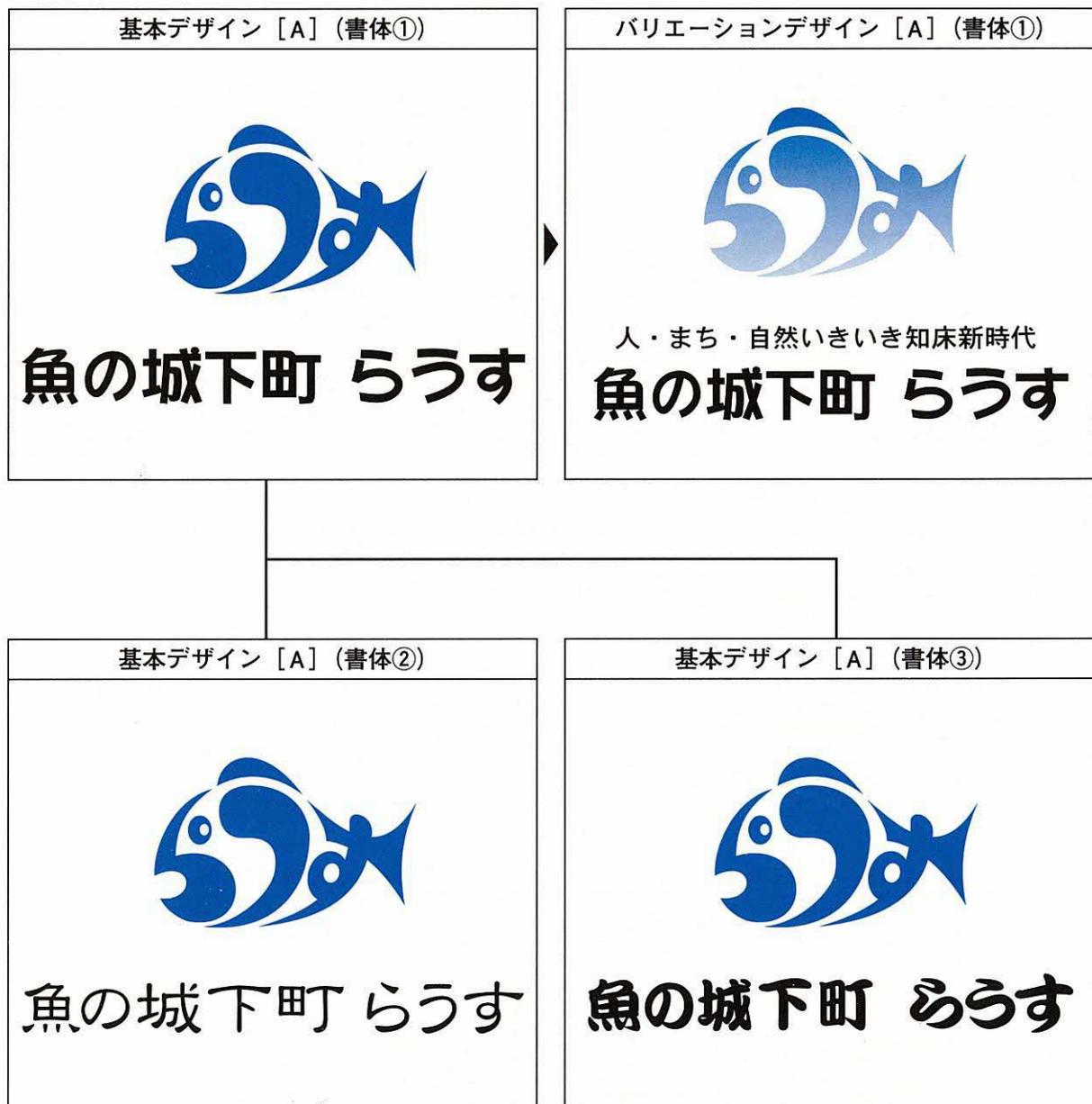
II シンボルマークのデザイン基準

1 基本デザイン

シンボルマークの基本デザインとして以下の【A】【B】【C】の3つのパターンを定め、それぞれの展開バリエーションを示します。キャッチフレーズのロゴ文字については、書体①を基本に、3つの標準書体を定めます。

シンボルマークの使途や大きさなどによっては、「基本デザイン」にこだわらず、全体のバランスに配慮しながらロゴ文字のサイズ、配置を工夫し、柔軟に使用します。（Ⅱ-3【シンボルマークの展開例】を参照）

ただし、マークの形状を変形した使用はできません。



基本デザイン [B] (書体①)



バリエーションデザイン [B] (書体①)



基本デザイン [B] (書体②)



基本デザイン [B] (書体③)



基本デザイン [C]
(書体①)



人・まち・自然いきいき知床新時代

魚の城下町 らうす

基本デザイン [C]
(書体②)



人・まち・自然いきいき知床新時代

魚の城下町 らうす

基本デザイン [C]
(書体③)



人・まち・自然いきいき知床新時代

魚の城下町 らうす

バリエーション
デザイン [C]
(書体①)



人・まち・自然いきいき知床新時代

魚の城下町 らうす

バリエーション
デザイン [C]
(書体②)



人・まち・自然いきいき知床新時代

魚の城下町 らうす

バリエーション
デザイン [C]
(書体③)



人・まち・自然いきいき知床新時代

魚の城下町 らうす

2 デザイン基準と使用方法

シンボルマークの使用に際しては、マーク管理担当部署（魚の城下町推進室）が管理する「コンピュータ用データ（フロッピーディスク）」「版下」のいずれかを使用することを原則とし、これらを基準としてデザインを管理します。

このうち「版下」を使用する場合には、次ページの「シンボルマーク基本指定色」の指示に従い、色の指定や網掛けを行います。

カラーの指定色については、マーク本体の基本指定色を [DIC221]、キャッチフレーズの基本色を [スミ] または [DIC221] としますが、その他の色についても別紙の例を参考にしながら、柔軟に使用します。

単色使用時の色指定についても、基本指定色を [スミ] または [DIC221] とし、カラーと同様、その他の色の使用も可とします。

なお、「コンピュータ用データ」「版下」がいずれも不適なシンボルマークの使用に際しては、極力それぞれの近似のデザイン、近似色となるよう努めることとします。

《マーク使用の方法》

①「コンピュータ用データ」を使用	別途管理する Macintosh（イラストレーター7.0）の EPS データを使用する。
②「版下」を使用	別途管理する版下を使用し、次ページの「シンボルマーク基本指定色」の指示に従い、製版する。

2-2 令和2年に作成した「シンボルマークを配したデザイン」の基準と使用方法

令和2年にシンボルマークの普及素材作成のために制作した「シンボルマークを配したデザイン」の使用については、マーク管理担当部署が管理する「コンピュータ用データ」を使用することを原則とします。

デザインサイズについては、印刷する素材等の大きさに応じ、改変を可とします。

また、多色を使用したデザインの色の変更は原則不可としますが、印刷素材の地色の関係上、変更が必要となる場合に限り、必要最小限の変更を可とします。なお、単色を使用したデザインの色の変更は可とします。

シンボルマーク基本指定色



指定色 DIC221
(プロセスカラー指定 C-100、M-60)

魚の城下町 らうす

スミまたは上記指定色



100%

指定色 DIC221
グラデーション指定

20%

C-100%、M-60%

プロセスカラー
グラデーション指定

C-20%、M-10%

魚の城下町 らうす

スミまたは
DIC221ベタ (プロセスカラー指定 C-100、M-60)

シンボルマーク色指定の展開

《基本指定色》



基本指定色 DIC221
(プロセッサカラー指定 C-100、M-60)

魚の城下町 らうす

スミまたは上記指定色

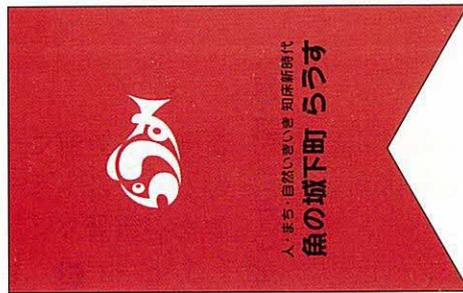
* 上記指定色での使用を基本としますが、各種マテリアル、イベント等で多くの色を使いたい場合は、下記指定に沿ってご活用ください。



- 下地の色が薄い場合は、基本的にも上記指定色を用いる



- 下地の色が濃い場合は、白抜きにして用いる (下地に基本指定色を推奨)



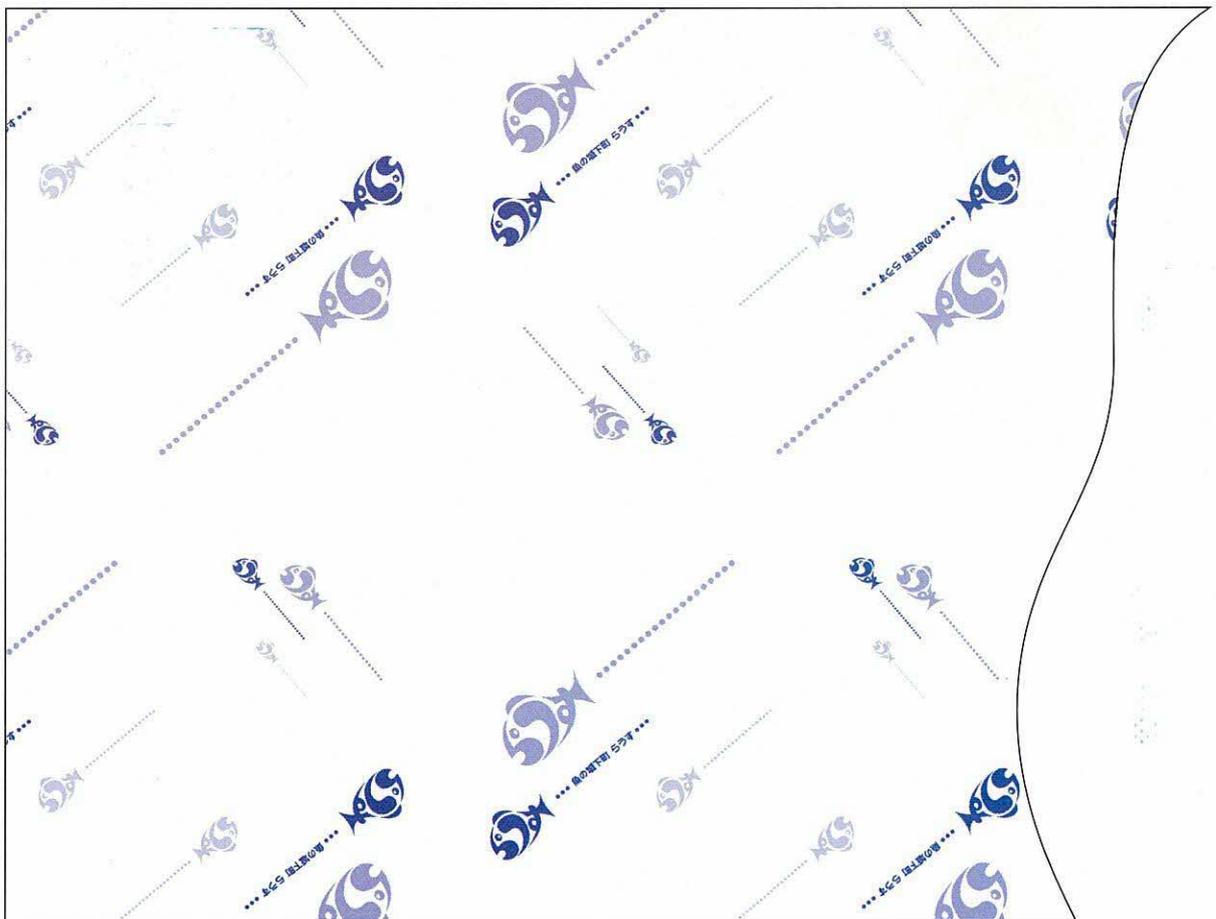
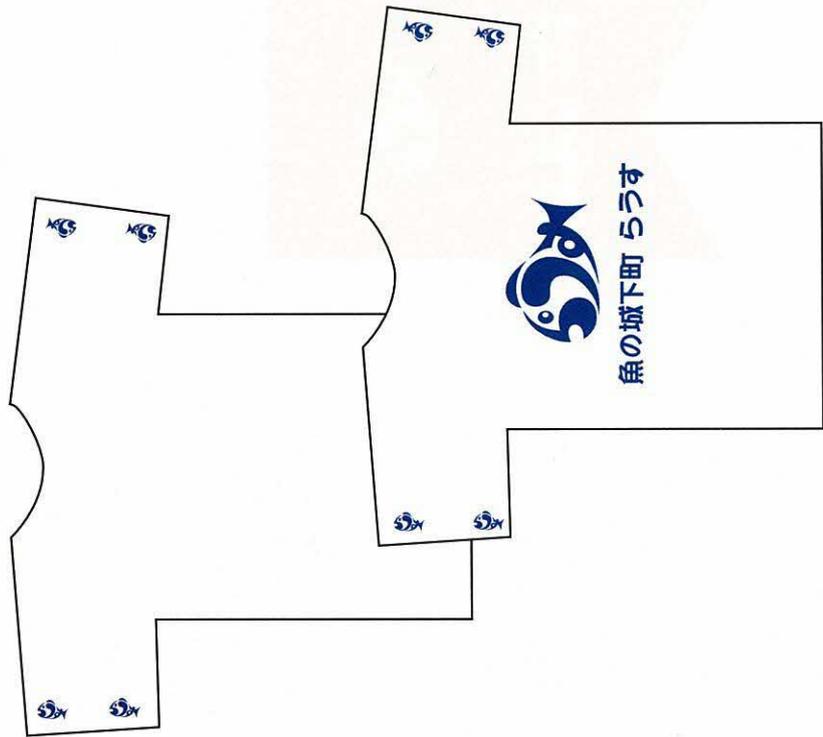
- バリエーション (目的に応じて色替え可能)



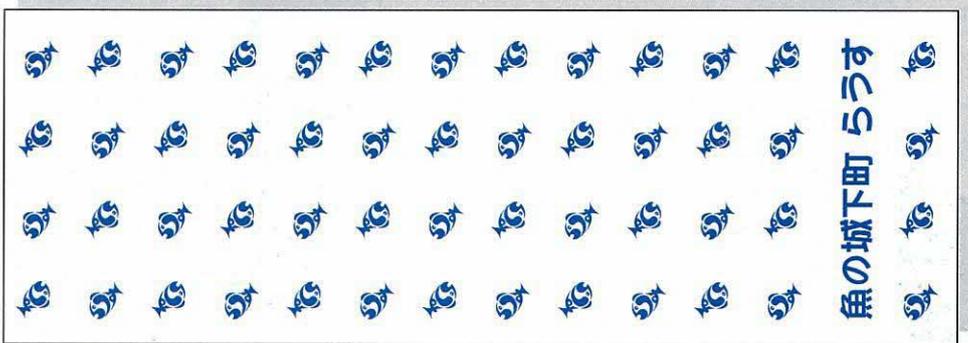
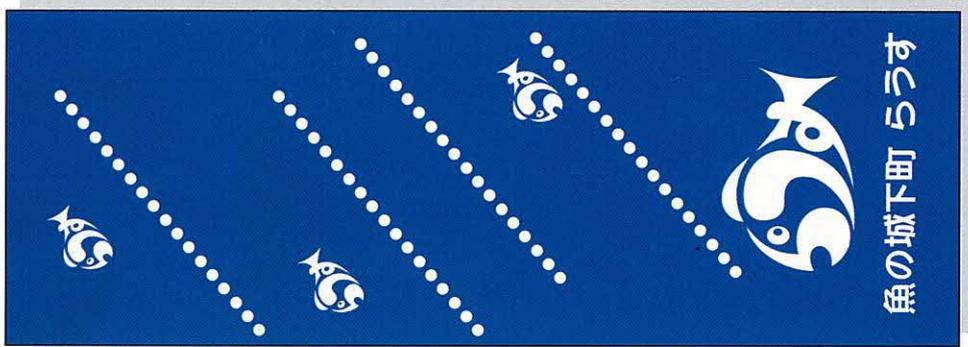
人・まち・自然いきいき知床新時代

魚の城下町らうす

3 シンボルマークの展開例

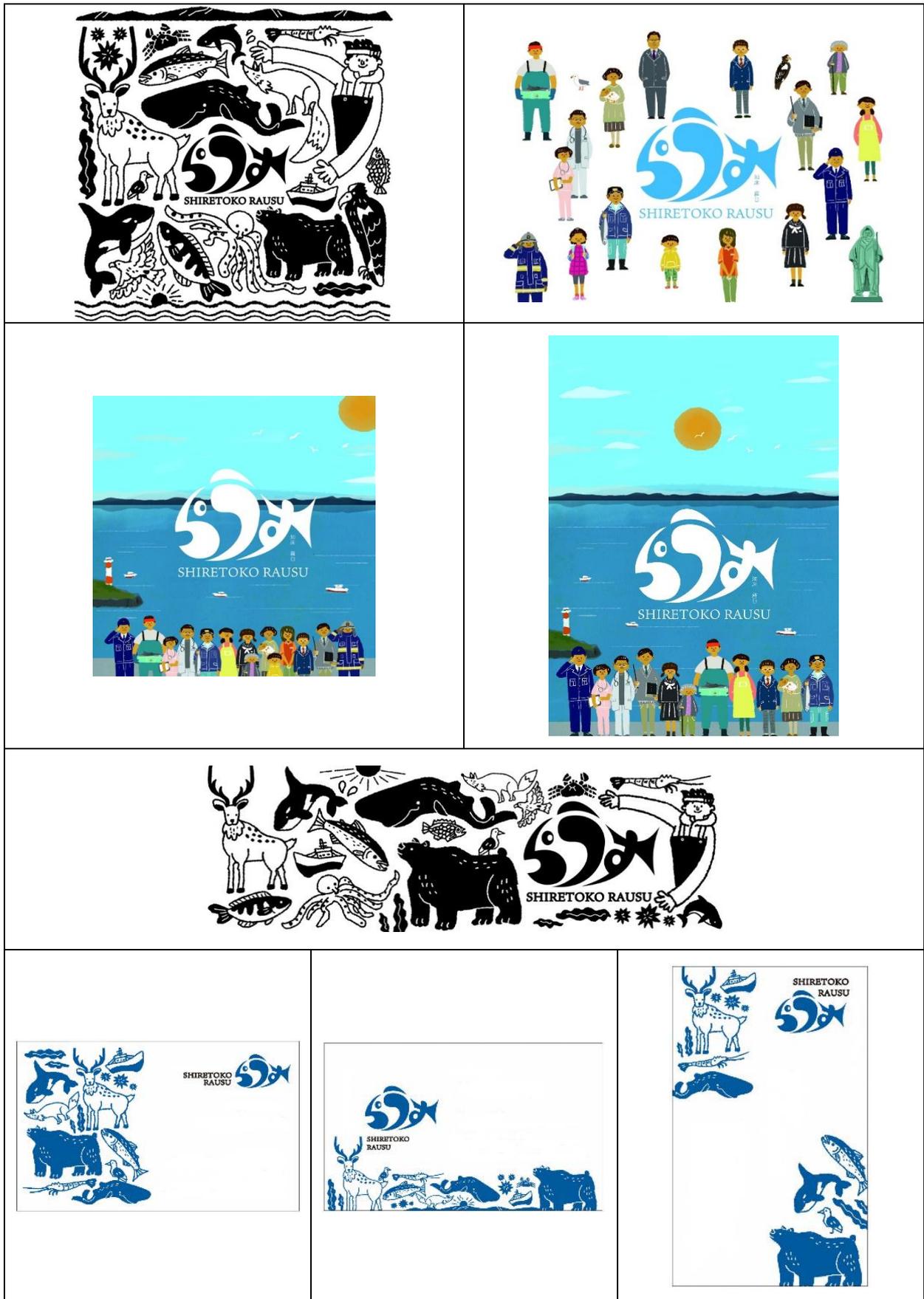








令和2年に作成した「シンボルマークを配したデザイン」一覧



Ⅲ シンボルマークの管理基準

1 シンボルマークの管理

(1) 管理担当窓口

■担当窓口 羅臼町 企画振興課

■管理事務 ○シンボルマークの広報・PR
○シンボルマークの使用に関する相談・アドバイス
○シンボルマークの使用に関する事務と情報管理
○デザインマニュアルに基づくマーク使用の指導と管理
○シンボルマークの使用に伴う問題や使用制限等の検討・決定 など

(2) 使用者の範囲

使用者の範囲は限定しません。

(3) 使用の手続き

- ① シンボルマークを使用しようとする者は、原則として使用前に管理担当窓口へ連絡し、「シンボルマーク使用申請・承認書」に使用内容等を記入して提出します。
- ② 管理担当窓口は「デザインマニュアル（管理基準）」に基づき、使用についての適正さを検討し、適当と認められる場合については、町長名で承認書を交付します。
- ③ 使用の承認に際し、管理担当窓口は、シンボルマークの適正な使用を確保するため、使用者に対し使用上の適切な助言・指導を行い、必要な場合は使用の条件などを附記します。
- ④ シンボルマークの使用者は、使用物のサンプル（または写真など）を管理担当窓口へ提出することを原則とします。

2 シンボルマーク使用基準

(1) 使用の制限

シンボルマークは、できるだけ多くの人たちに、他分野にわたる使用を促していくことを原則としますが、以下に該当する場合は、使用の制限や申請の不受理、あるいは、使用の禁止や承認の取り消しを行うことができます。

[使用の制限や申請の不受理を検討すべき事項]

- ①シンボルマークあるいは「羅臼町」のイメージを損なう恐れのある場合や、公共の利益に損害を与える恐れのあるとき。
- ②選挙活動や布教活動などに関連した使用が行われる恐れのあるとき。
- ③自己のシンボルマークや商標・意匠に相当するものとして使用される恐れのあるとき。
- ④その他、不当な使用が行われる恐れのあるとき。

[使用の禁止や承認の取り消しを検討すべき事項]

- ①使用（承認）後、上記の事項が発生したとき。
- ②マークの変形使用や届出（申請）事項と異なる使用が認められたとき。
- ③虚偽の申請や不正な方法により承認を受けたとき。

(2) 使用期限

シンボルマークの使用期限は、原則として10年間とします。ただし、使用にあたって特別な事由が生じた場合には変更することもあります。

(3) 使用料

シンボルマークの使用は、原則として無償とします。
ただし、営利目的に使用する場合は、その都度、管理担当において検討します。

(4) 「町章」の使い分けについて

シンボルマークと「町章」との使い分けについては、以下のような考え方とします。

- ◆町章：自治体としての「羅臼町」を象徴するものであり、町旗をはじめ公式的・儀礼的なものに使用します。
- ◆シンボルマーク：「魚の城下町 らうす」としての、本町のPRや良好なイメージ形成に主眼を置いた場合の使用を基本とします。



魚の城下町 らうす

受付No. _____

「シンボルマーク」使用申請・承認書

「シンボルマーク」使用申請書

届出日	年 月 日	
使用者	個人	[氏 名] 住所： TEL：
	企業・団体	[団体・企業名] 住所： TEL：
		[代表者名]
		[申請者名]

1 使用目的（何に使うのですか）

- 1 名刺 2 封筒 3 はがき・用箋 4 包装紙 5 紙袋・ナイロン袋
 6 容器・パッケージ 7 シール・ステッカー 8 パンフレット・ポスター等
 9 看板等 10 旗 11 車輛・船舶等 12 被服等 13 テレホンカード
 14 オリジナル商品 15 その他[]

2 マーク使用物の用途（どのように使うのですか）

〈使う場所は？〉 〈使う機会・行事は？〉 〈商用か？〉 など

3 制作数

使用承認書

申請者 _____ 様

承認日： _____ 年 月 日

羅臼町長 _____

上記の申請について、使用を承認します。

使用にあたっての条件等：
 使用物の写真の提供をお願いいたします。

※町外に販売する商品等に使用する場合は、製造元や販売元を明記するようにしてください。

「魚の城下町 らうす」のシンボルマーク デザインマニュアル

平成10年（1998年）5月発行
平成17年（2005年）7月改定
令和2年（2020年）5月改定

編集・発行

羅臼町 企画振興課

☎086-1892 目梨郡羅臼町栄町100-83
TEL (0153) 87-2114



このデザインマニュアルはエコマーク認定の再生紙を使用しています。

